

# 令和8年度しずおか第二創業アクセラレーションプログラム (SHIZUOKA SCALE-UP DRIVE)

## 募集要領

令和8年6月8日

静岡県経済産業部 商工業局 経営支援課  
運営受託者 有限責任監査法人トーマツ静岡事務所

### 1 目的

SHIZUOKA SCALE-UP DRIVE は、県内経済を牽引する次世代の経営者を対象に、新たな事業機会の創出（第二創業）における「戦略構想」を実行可能な事業計画へ具体化し、早期の実行につなげることを目的とした実践型プログラムを提供します。

本事業では、概ね6か月間のプログラムを通じて、次の成果を得ることを目指します。

1. 経営者のパーパス（志）及び経営判断基準（軸）の明確化
2. 個別メンタリングによる事業構想の具体化（実現可能性の向上）
3. 確実な実行に向けたアクションプラン・ロードマップの構築

### 2 対象者

県内に事業所を有する企業の経営者、後継者及び経営幹部

### 3 プログラム概要

本プログラムでは、（1）体系的なビジネスフレームワーク講義（インプット）、（2）先進企業からの事例紹介、（3）各回の内容を踏まえた個別メンタリング（伴走支援）を複合的に提供する点が特徴です。全5回の集中講座と個別メンタリングを通じて事業計画の具体性を高め、最終成果として策定した事業構想を関係者に向けて宣言する「ピッチイベント」を実施します。具体的には、次の支援プログラムを提供します。

1. ピア・ラーニング（参加者相互のディスカッション・相互メンタリング）
2. エキスパートレビュー（専門家・先輩経営者による多角的な個別メンタリング）
3. 各回連動型個別メンタリング

テーマ	目的／主要学習項目	日程
集中講座① リーダーシップを 考える	<p><b>【変革を駆動するマインドセットの確立】</b> 経営を牽引するためのリーダーシップの本質を体系的に理解し、自社および地域経済を前に進めるための「変革のリーダーシップ像」を自己の中に定義する。</p>	令和8年8月29日 (土) 13時～17時 30分
集中講座② 事業構想を考える	<p><b>【パーパス（志）を起点とする事業ドメインの再定義】</b> 自身のブレない志を起点に、既存の経営資源（アセット）を活かした新規事業（第二創業）の戦略構想を策定する。先輩経営者の伴走により、構想の初期仮説を構築。</p>	令和8年9月26日 (土) 13時～17時
集中講座③ 事業構想のブラッシュアップ	<p><b>【事業仮説の検証とボトルネックの解消】</b> 個別メンタリングを通じて、構想段階における「曖昧さや課題」を徹底的に構造化・論理化。事業承継をチャンスに変えるビジネスモデルへと昇華・ブラッシュアップする。</p>	令和8年11月7日 (土) 13時～17時
集中講座④ 中間発表	<p><b>【参加者相互による客観的検証】</b> 参加者が策定した事業構想を相互に発表し、多角的な視点から意見交換及び助言を行うことにより、課題や改善点を整理し、事業計画の精度をさらに引き上げる。</p>	令和8年12月5日 (土) 13時～17時
集中講座⑤ アクションの実行	<p><b>【ロードマップ構築とファーストステップの実行】</b> 「計画」のままでは終わらせず、志を具現化するための「即応型アクションプラン」を構築。実際の実行状況をレビューし、実行力を高める。</p>	令和9年1月16日 (土) 13時～17時
ピッチイベント	<p><b>【ステークホルダーへのコミットメント（実行宣言）】</b> 磨き上げた事業構想とロードマップを、自社の関係者、取引先、地域の経済界などのステークホルダーに向けて発表。「構想」を「公式な宣言」へ高め、共感と支援を獲得して第二創業を本格的に加速させる。</p>	令和9年2月予定

※原則として、全プログラムへの参加をお願いします。

※プログラム内容は一部変更となる場合があります。

## 開催方法

各プログラムは集中講座（現地開催）により実施します。会場は静岡駅周辺の会場を予定しています。

個別メンタリングは、担当メンターと実施方法を調整の上、決定します。

## 4 定員

5社程度 ※選考により受講者を決定

## 5 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者とします。

- (1) 新規事業又は第二創業に挑戦する強い意欲のある方
- (2) ピッチイベントへの登壇を含め、原則として、プログラムの全日程に参加できること。
- (3) プログラム参加に当たり、自社の持つ経営資源（技術、情報、施設等）を積極的に提供する意思があること。（技術、情報、施設等の提供については、事前に参加者・運営受託者双方で調整を行います。）
- (4) 本プログラムを通じて事業成長を目指す強い意欲があること。
- (5) 本事業採択企業においては、翌年度以降の本事業におけるイベントへの登壇等、本事業に積極的に協力できること。
- (6) 日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- (11) 次のアからエのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える

- 目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 6 募集スケジュール

項目	日程
募集期間	令和8年7月30日(木) 17時まで
選考結果通知	令和8年8月7日(金)
プログラム実施期間(個別メンタリング)	令和8年8月29日(土)～令和9年3月

## 7 受講料

100,000円(税込) ※1社あたりの金額です。

- ・プログラム期間中の交通費・宿泊費等は参加者の負担とします。
- ・懇親会の費用は別途掛かります。

### 【お支払い方法・お支払い期限】

採択結果通知後に、採択企業に振込口座等のお支払い方法をご案内します。

## 8 応募方法【本プログラムへの応募】

### 【応募方法】

下記「応募フォーム」から必要事項を記入の上、お申し込みください。

応募フォーム URL: <https://forms.office.com/e/X2RxBntkAx>

### 【募集期間】

令和8年7月30日(木) 17時まで

## 9 選考基準

応募者からの提案について、次の視点から選考します。

選考項目	細目	選考内容
企業及び事業内容	ビジョン	経営者又は後継者(候補)として、どのようなビジョン・将来像を描いている

		か。実現に向けた方針・計画が具体的か。
企業及び事業内容	地域貢献・事業規模	地域を牽引する取組を予定しているか。事業成長を通じて、将来的に地域経済への波及効果が見込めるか。
人物	熱意・コミット	事業に対する熱意が感じられるか。自走できる仕組み（体制）の構築・改善に取り組む意欲があるか。

## 10 留意事項

1. 応募に際して要する経費等は、応募者の負担となります。
2. 応募に当たってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、本プログラム実施に当たって必要な範囲で、静岡県及び運営受託者において共有、利用させていただきます。また、応募者から収集した個人情報を事前の承認なく静岡県及び運営受託者以外の第三者に提供することはありません。なお、知的財産等の管理については応募者自身の責任でご対応ください。共有・利用による損害は一切責任を負いません。
3. 選考経過・選考結果等に関する問い合わせには一切、応じることができません。
4. 本プログラム受講に当たり、応募フォーム等に虚偽情報の記載や申告があった場合、又は運営を正当な理由なく妨害する行為など不適切であると静岡県及び運営受託者が判断した場合には、途中で辞退していただくことがありますのでご注意ください。
5. 本プログラム受講者の選考に関して、静岡県及び運営受託者が本プログラム受講者の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。
6. 静岡県及び運営受託者から受講者への連絡は、原則として電話又は電子メールにより行います。
7. 本プログラムの運営・広報・成果発信を目的として、実施風景等を写真・動画撮影し、広報などに利用することがあります。なお、企業の機密情報は公表しませんが、撮影・掲載に支障がある場合は、事前に事務局までお申し出ください。

## 11 問い合わせ先（運営受託者）

本募集に関する問い合わせは、次のとおりです。

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー17 階

有限責任監査法人トーマツ 静岡事務所

担当：菊地、登坂（事務局）

TEL：054-273-8091(代表)

メール：atotugi.shizuoka@tohatsu.co.jp

※お電話の際に、「しずおか第二創業アクセラレーションプログラム（SHIZUOKA SCALE-UP DRIVE）についての問い合わせ」とお伝えください。